

令和8年度中学校英語スピーキングテスト
(ESAT-J YEAR 3)

受験上の配慮に関する案内書

～ 目次 ～

1 概要	2
1-1 令和8年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮について	
2 受験上の配慮申請の流れ	3
3 受験上の配慮の一覧	4
3-1 受験上の配慮の詳細	
(1) 全ての区分に共通する内容について	
(2) 各区分の具体的な内容について	
3-2 受験上の配慮の試験資材	
3-3 受験会場等に関する配慮	
3-4 持ち込みを希望する器具など	
3-5 介助者の受験会場への入場及び試験中の対応について	
4 受験上の配慮申請の手順	19
4-1 「受験上の配慮申請書」の準備【保護者・在籍中学校】	
4-2 専用ポータルサイトからの申請【保護者】	
5 受験上の配慮申請の審査・決定	20
5-1 受験上の配慮申請が承認されない場合について	
5-2 やむを得ず受験しない場合	
6 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮	22
6-1 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮の申請方法	
6-2 やむを得ず受験できなかった場合	
6-3 本試験では申請しなかったが、追試験では受験上の配慮を申請する場合	
7 よくある質問	23
8 巻末資料【受験上の配慮申請書（様式1）】	25
8-1 「受験上の配慮申請書（様式1）」の記入例	
8-2 「2 申請理由等」の記入例	
8-3 受験上の配慮申請書	

1 概要

令和8年度 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) (以下、「ESAT-J YEAR 3」という。)の受験に際し、病気・負傷や障害等により配慮を希望する場合は、受験上の配慮を申請することができます。

受験上の配慮申請は、在籍する中学校等で現在受けている配慮の内容を踏まえ、どなたでも申請することができます。生徒、保護者、学校の先生の三者で十分に相談の上、保護者の方から申請を行ってください。申請基準は設けておりません。

受験上の配慮については、受験上必要な器具等の準備や、受け入れ可能な会場・受験教室の調整を行うため、定められた期間内に「受験上の配慮申請」が必要です。受験上の配慮を希望する場合は、本案内書をよくお読みいただき、配慮の内容や申請方法を確認の上、申請してください。

1 - 1 令和8年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮について

令和8年度ESAT-J YEAR 3では、次の(1)及び(2)を満たした場合において受験上の配慮を行います。

- (1) 令和8年度ESAT-J YEAR 3の配慮区分に基づく内容で、かつ在籍する中学校等が、当該の生徒が現在受けている配慮の内容を踏まえた申請であると判断し、校長の確認済みの「受験上の配慮申請書(様式1)」を保護者が提出した場合
- (2) 令和8年度ESAT-J YEAR 3の配慮区分に基づく内容で、かつ受験環境等の準備ができる場合

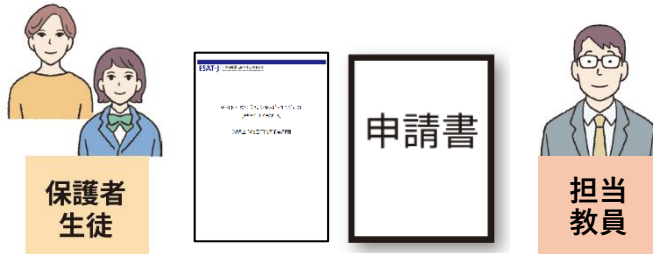
なお、受験上の配慮により受験する生徒は、原則として「受験上の配慮専用会場での受験」となります。ただし、例外として、個別の相談(調整)を行った上で、車椅子を使用する生徒等が、受験上の配慮(教室や座席位置の個別対応)を受けながら、学校最寄の会場で受験することもあります。

また、同一の中学校等で同一の解答時間の配慮区分を申請している生徒同士は、同じ会場・同じ教室になる可能性があります。

2 受験上の配慮申請の流れ

令和8年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮申請は、以下の「受験上の配慮申請期間」で示している期間で受け付けます。期間内に【1】及び【2】を行い、受験上の配慮申請が完了できるように、時間に余裕をもって準備及び配慮申請を行ってください。

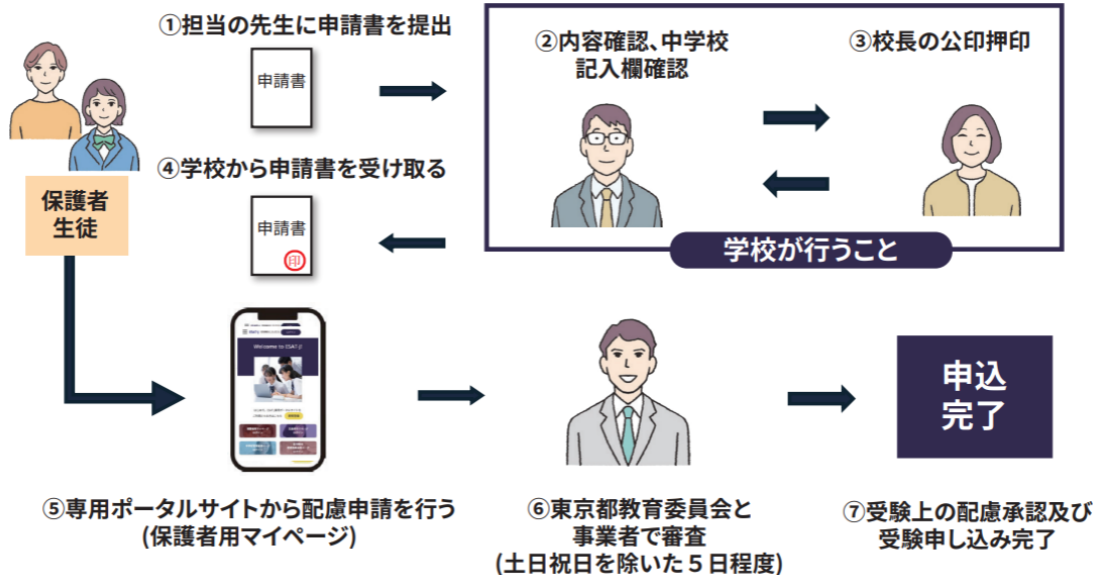
【1】受験上の配慮申請書の作成



- ① 保護者は「令和8年度 受験上の配慮に関する案内書」及び「受験上の配慮申請書（様式1）」（以下、（様式1）という。本資料27ページ参照）を確認し、東京都教育委員会のホームページ又は専用ポータルサイトから（様式1）をダウンロードして印刷する。
- ② 生徒・保護者と担当教員は、十分に相談の上、通常の授業での配慮の状況を考慮し、区分を選択する。
- ③ 保護者は、（様式1）に、氏名等の必要事項、希望する配慮区分と申請理由、学校での配慮内容等を記入する。

【2】受験上の配慮申請

※「保護者・生徒用申し込みマニュアル」から抜粋



【3】申請期間

受験上の配慮
申請期間

7月2日（木）午前9時から
9月4日（金）午後5時締め切り

※受験上の配慮申請は、完了までにお時間がかかることが予想されますので、早めの申請をお願いいたします。
※申請内容等に不明な点、不備等がある場合、又は個別の御要望等への対応が難しい場合は、受験上の配慮に関する窓口から直接、担当教員又は保護者宛てに電話をする場合があります。

3 受験上の配慮の一覧

令和8年度ESAT-J YEAR 3における受験上の配慮は、以下の表のとおりです。複数の配慮区分を申請することも可能ですが、重複して申請できない区分もあるため、表の下部にある「重複申請時のルール」を御確認ください。また、具体的な配慮の内容及び持ち込みを希望する器具等については、次ページ以降を御覧ください。

配慮区分	配慮事項	配慮の概要	解答時間の延長
1	視覚関係	点字問題冊子による受験	あり
2		拡大問題冊子（イラストの文字化）による受験	あり
3		拡大問題冊子による受験	あり
4		拡大問題冊子による受験	なし
5	聴覚関係	音（音声）を文字化した問題冊子での受験（ヘッドセットの装着あり）	あり
6		音（音声）を文字化した問題冊子での受験（直接再生による音声の聞き取りあり）	あり
7		直接再生による音（音声）の聞き取りありでの受験（音声文字化した問題冊子なし）	なし
8	きつ音・発話障害関係	解答時間の延長	あり
9	上肢不自由	受験会場等に関する配慮	なし
10	下肢不自由	受験会場等に関する配慮	なし
11	発達障害・知的障害・ 情緒障害・識字障害	受験会場等に関する配慮	あり
12		受験会場等に関する配慮	なし
13	その他（持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等）	受験会場等に関する配慮	なし
14	日本語指導	受験会場での支援	なし

重複申請時のルール

- 1) 配慮区分1～4は、重複して申請することができません。
- 2) 配慮区分1を選択した場合は、配慮区分5、6、14を重複して申請することができません。
- 3) 配慮区分5～7は、重複して申請することができません。
- 4) 配慮区分11、12は、重複して申請することができません。

※重複して4点以上の配慮区分の申請を希望する場合は、申請前に受験上の配慮に関する窓口（28ページ参照）へ御相談ください。

3-1 受験上の配慮の詳細

(1) 全ての区分に共通する内容について

※以下の内容は、**配慮区分1～配慮区分14までの全ての区分に共通する内容**です。

試験監督員等による 補助及び会場等に 関する配慮	<p>《以下から必要なものを選択することができます》 ※複数選択可</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 試験準備時のタブレット端末操作補助 ■ 機材装着準備のサポート ■ エレベーターが利用可能な受験会場での受験 ■ 車いすの利用 ■ 多目的トイレの利用
持ち込みを希望する 器具等	<p>持ち込みを希望する器具等がある場合は、 「3-4 持ち込みを希望する器具など」(17・18ページ)を参照してください。</p>

(2) 各区分の具体的な内容について

※配慮区分ごとに記載している「試験資材」の詳細については、「3-2 受験上の配慮の試験資材」(11～16ページ)を参照してください。

配慮区分 1：視覚関係			
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字問題冊子による受験 ・ 準備時間及び解答時間の延長 ・ 試験前の準備動画の内容について試験監督員から口頭で説明 ・ 「3-1(1) 全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 		
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ 点字問題冊子（試験の案内及び試験問題） ■ デジタルICレコーダー 		
解答時間等の 延長・種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">あり</td> <td> 準備時間及び解答時間 それぞれ約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約3分程度延長となります。 </td> </tr> </table>	あり	準備時間及び解答時間 それぞれ約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約3分程度延長となります。
あり	準備時間及び解答時間 それぞれ約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約3分程度延長となります。		
ヘッドセットの装着	装着しません。		
解答方法	点字問題冊子を利用しながらタブレット端末に解答を録音		
試験実施教室	個室 ※タブレット端末から直接音声を再生するため。		

配慮区分 2：視覚関係			
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大問題冊子（イラストの文字化）による受験 ・ 「3-1（1）全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 		
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット ■ 拡大問題冊子（イラストの文字化版） ■ 試験開始前の準備動画冊子 		
解答時間の延長・種類	<table border="1"> <tr> <td>あり</td> <td> 解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。 </td> </tr> </table>	あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。
あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。		
ヘッドセットの装着	装着します。		
解答方法	拡大問題冊子（イラストの文字化版）を利用しながらタブレット端末に解答を録音		
試験実施教室	解答時間 1.4 倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。		

配慮区分 3：視覚関係			
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大問題冊子（画面拡大版）による受験 ・ 「3-1（1）全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 		
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット ■ 拡大問題冊子（画面拡大版） ■ 試験開始前の準備動画冊子 		
解答時間の延長・種類	<table border="1"> <tr> <td>あり</td> <td> 解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。 </td> </tr> </table>	あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。
あり	解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。		
ヘッドセットの装着	装着します。		
解答方法	拡大問題冊子（画面拡大版）を利用しながらタブレット端末に解答を録音		
試験実施教室	解答時間 1.4 倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。		

配慮区分 4：視覚関係			
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大問題冊子（画面拡大版）による受験 ・ 「3-1（1）全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 		
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット ■ 拡大問題冊子（画面拡大版） ■ 試験開始前の準備動画冊子 		
解答時間の延長・種類	<table border="1"> <tr> <td>なし</td> <td>通常と同様</td> </tr> </table>	なし	通常と同様
なし	通常と同様		
ヘッドセットの装着	装着します。		
解答方法	拡大問題冊子（画面拡大版）を利用しながらタブレット端末に解答を録音		
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。		

配慮区分 5：聴覚関係	
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> 音（音声）を文字化した問題冊子での受験（ヘッドセットの装着あり） 「3-1（1）全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末 ヘッドセット 音声内容補助冊子 試験監督員指示内容補助冊子
解答時間の延長・種類	<p style="text-align: center;">あり</p> <p style="text-align: center;">解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。</p>
ヘッドセットの装着	装着します。
解答方法	音声内容補助冊子とタブレット端末に表示された文字を読みながら解答
試験実施教室	<p>解答時間 1.4 倍の受験上の配慮室</p> <p>※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。</p>

配慮区分 6：聴覚関係	
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> 音（音声）を文字化した問題冊子での受験（直接再生による音声の聞き取りあり） 「3-1（1）全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末 デジタルICレコーダー 音声内容補助冊子 試験監督員指示内容補助冊子
解答時間の延長・種類	<p style="text-align: center;">あり</p> <p style="text-align: center;">解答時間 約1.4倍の延長 ※通常の試験時間より約2分程度延長となります。</p>
ヘッドセットの装着	装着しません。
解答方法	音声内容補助冊子とタブレット端末に表示された文字を読みながら、また、タブレット端末から直接再生される音声も聞きながら解答
試験実施教室	<p>個室又は個別スペース</p> <p>※タブレット端末から直接音声を再生するため。</p>

配慮区分 7：聴覚関係	
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> 直接再生による音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題冊子なし） 「3-1（1）全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末 デジタルICレコーダー
解答時間の延長・種類	<p style="text-align: center;">なし</p> <p style="text-align: center;">通常と同様</p>
ヘッドセットの装着	装着しません。
解答方法	タブレット端末から直接再生される音声を聞きながら解答
試験実施教室	<p>個室又は個別スペース</p> <p>※タブレット端末から直接音声を再生するため。</p>

配慮区分 8：きつ音・発話障害関係		
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解答時間の延長 ・ 「3-1(1)全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 	
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット 	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約3倍の延長 ※通常の試験時間より約7分30秒程度延長となります。
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間3倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	

配慮区分 9：上肢不自由		
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験会場等に関する配慮 ・ 「3-1(1)全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 	
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット 	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	通常と同様	
試験実施教室	解答時間1倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	

配慮区分 10：下肢不自由		
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験会場等に関する配慮 ・ 「3-1(1)全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 	
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット 	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	通常と同様	
試験実施教室	解答時間1倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。 ※個別相談（調整）の上、車椅子を使用する生徒等が、受験上の配慮（教室や座席位置の個別対応）を受けた上で、学校最寄の会場で受験することもあります。	

配慮区分 11 : 発達障害・知的障害・情緒障害・識字障害		
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験会場等に関する配慮 ・ 「3-1(1) 全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 ※音（音声）を文字化した問題冊子での受験が必要な場合には、 配慮区分5 を申請することもできます。	
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット 	
解答時間の延長・種類	あり	解答時間 約3倍の延長 ※通常の試験時間より約7分30秒程度延長となります。
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間3倍の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	

配慮区分 12 : 発達障害・知的障害・情緒障害・識字障害		
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験会場等に関する配慮 ・ 「3-1(1) 全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 ※音（音声）を文字化した問題冊子での受験が必要で、何らかの理由によりヘッドセットの装着が難しい場合（解答中の「サー」という音が気になる等）には、 配慮区分6 を申請することもできます。	
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット 	
解答時間の延長・種類	なし	通常と同様
ヘッドセットの装着	装着します。	
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。	
試験実施教室	解答時間1倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。	

配慮区分 13 : その他（持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等）			
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験会場等に関する配慮 ・ 「3-1(1) 全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 ※不登校等で心理面での配慮が必要と判断される場合、こちらの配慮区分で申請可能です。 ※何らかの理由によりヘッドセットの装着が難しい場合（解答中の「サー」という音が気になる等）には、 配慮区分 6 又は 配慮区分 7 を申請することもできます。		
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット 		
解答時間の延長・種類	<table border="1"> <tr> <td>なし</td> <td>通常と同様</td> </tr> </table>	なし	通常と同様
なし	通常と同様		
ヘッドセットの装着	装着します。		
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。		
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。		

配慮区分 14 : 日本語指導			
配慮概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験会場での支援 ・ 「3-1(1) 全ての区分に共通する内容について」に記載の補助・配慮の内容 		
試験資材	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット端末 ■ ヘッドセット 		
解答時間の延長・種類	<table border="1"> <tr> <td>なし</td> <td>通常と同様</td> </tr> </table>	なし	通常と同様
なし	通常と同様		
ヘッドセットの装着	装着します。		
解答方法	通常と同様 ※採点時の配慮として、採点者が注意深く音声を確認します。		
試験実施教室	解答時間 1 倍（延長なし）の受験上の配慮室 ※同室に同様の受験上の配慮を受ける生徒がいます。		

3-2 受験上の配慮の試験資材

令和8年度ESAT-J YEAR 3における「受験上の配慮の試験資材」は以下のとおりです。

(1) 試験資材一覧

- ア【全ての配慮区分で使用】タブレット端末
- イ【配慮区分1・6・7以外で使用】ヘッドセット
- ウ【配慮区分1・6・7で使用】デジタルICレコーダー
- エ【配慮区分1で使用】点字問題冊子
- オ【配慮区分2で使用】拡大問題冊子（イラストの文字化版）
- カ【配慮区分3・4で使用】拡大問題冊子（画面拡大版）
- キ【配慮区分2・3・4で使用】試験開始前の準備動画冊子
- ク【配慮区分5・6で使用】音声内容補助冊子
- ケ【配慮区分5・6で使用】試験監督員指示内容補助冊子

(2) 試験資材のサンプル

ア タブレット端末

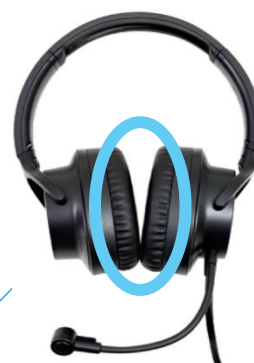
試験には、タブレット端末を使用します。ヘッドセットとタブレット端末本体の両方で音声録音され、録音の状況は画面上で確認できるようになっています。画面上では文字の大きさを選択でき、テスト問題の全ての指示文にルビがついています。また、テスト問題のイラストは色覚特性の方に配慮し、白黒で表示されます。



イ ヘッドセット

試験中は、集中して取り組むことができるよう、マイク付きヘッドセットを使います。

何らかの理由でヘッドセットを利用できない場合は、受験者の状況に応じて**配慮区分6**又は**配慮区分7**を申請することもできます。申請の際には、ヘッドセットを利用できない理由を申請書の「希望する理由」欄に記入してください。



クッション部分：ポリウレタン

※7月から9月まで、在籍する中学校等で、体験用タブレット端末とヘッドセットをお試しいただけます。学校の先生に相談してください。

ウ デジタルICレコーダー【配慮区分1・6・7で使用】

受験上の配慮区分1・6・7のタブレット端末から音声を直接再生する配慮において、タブレット端末音声の補助録音機材として使用します。

エ 点字問題冊子【配慮区分1で使用】

受験上の配慮区分1において、点字問題冊子を使用します。点字問題冊子には、試験の案内及び試験問題が含まれます。

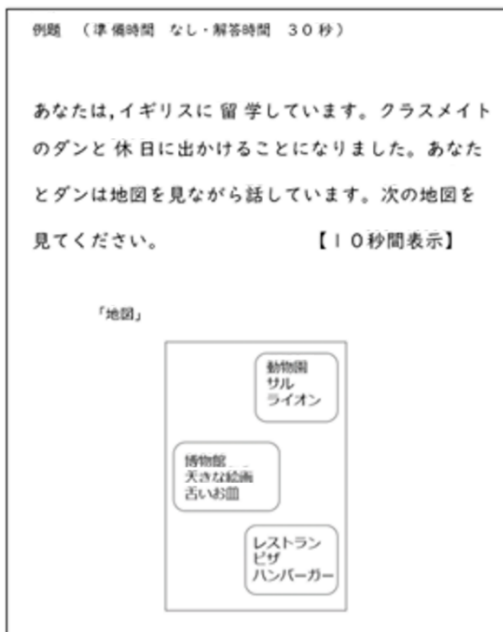
オ 拡大問題冊子（イラスト文字化版）【配慮区分2で使用】

令和8年度ESAT-J YEAR 3では、タブレット端末で文字の大・中・小を選択することが可能です（大：17ポイント程度）。体験用タブレット端末で確認の上、必要に応じて配慮を申請してください。

サイズ等の関係からタブレット端末上の文字や画像等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大し、イラストを文字化した「拡大問題冊子（イラストの文字化版）」を用意します。なお、タブレット端末画面とレイアウト等が異なることがあります。

申請に関して		(様式1)での申請時に、「 配慮区分2：拡大問題冊子（イラストの文字化） 」による受験（解答時間の延長あり）」を選択してください。
拡大問題冊子 (イラストの文字化)	文字の大きさ	22ポイント程度
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振ります。
	色	白黒印刷
解答時間の延長		解答時間 約1.4倍

【拡大問題冊子（イラストの文字化版）のイメージ】



※準備時間内に対応できるように、イラストの内容を簡素化することがあります。

【参考：タブレット端末画面のイメージ】



※タブレット端末のサイズ
縦 197.97 mm
横 119.82 mm
厚さ 8.95 mm

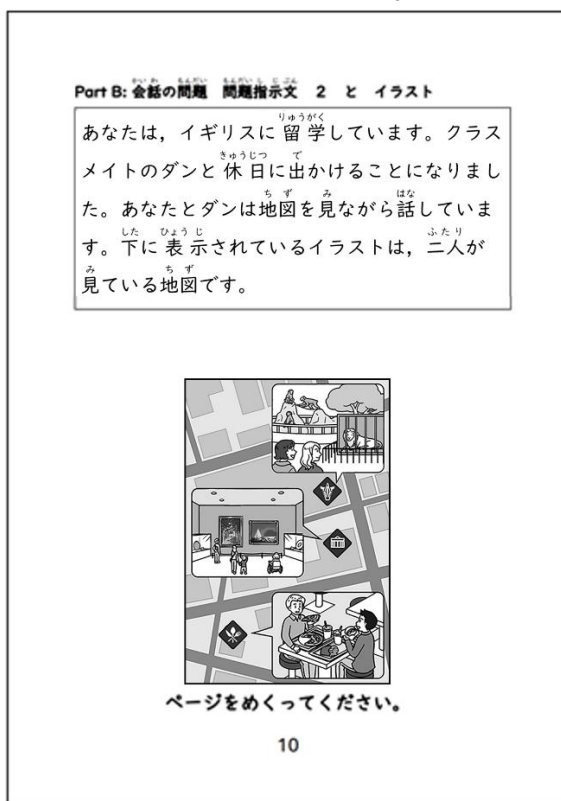
※画面レイアウト及び冊子のデザインは変更となる場合があります。

カ 拡大問題冊子（画面拡大版）【配慮区分3・4で使用】

サイズ等の関係からタブレット端末上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大した「拡大問題冊子（画面拡大版）」を用意します。

申請に関して		（様式1）での申請時に、「配慮区分3：拡大問題冊子による受験（解答時間の延長あり）」、又は「配慮区分4：拡大問題冊子による受験（解答時間の延長なし）」を選択してください。
拡大問題冊子 （画面拡大版）	文字の大きさ	22ポイント程度 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせた大きさになります。
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振ります。
	色	カラー印刷 （問題内容〔指示文、イラスト〕は白黒で表示されます）
解答時間の延長		配慮区分3：解答時間 約1.4倍 配慮区分4：なし

【拡大問題冊子（画面拡大版）のイメージ】



※タブレット端末画面を拡大印刷したもの

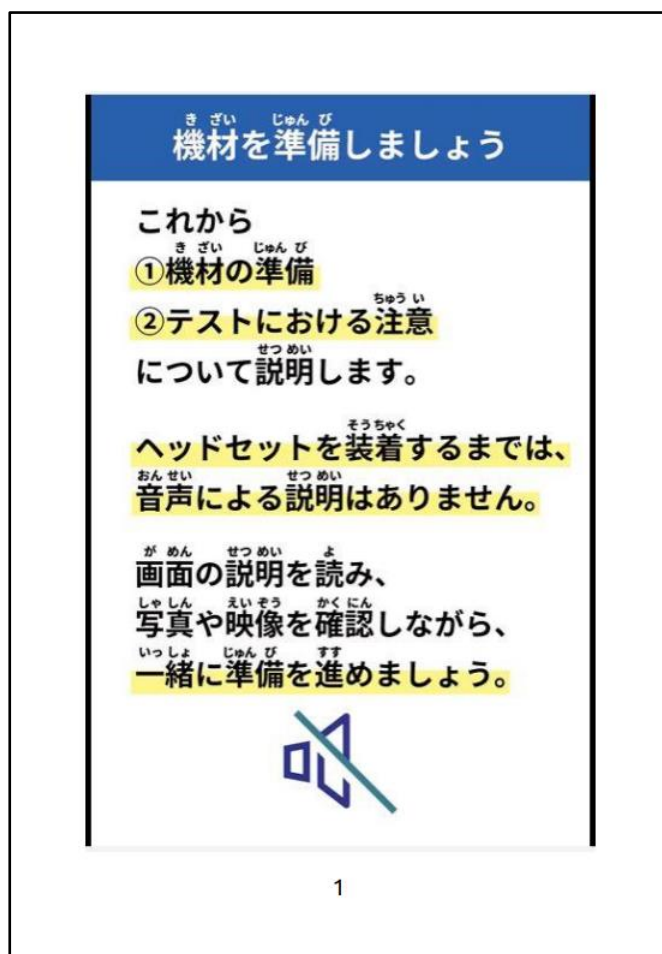
※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

キ 試験開始前の準備動画冊子【配慮区分2・3・4で使用】

サイズ等の関係からタブレット端末上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大した「試験開始前の準備動画冊子」を用意します。

申請に関して		(様式1)での申請時に、「配慮区分2：拡大問題冊子(イラストの文字化)による受験(解答時間の延長あり)」、「配慮区分3：拡大問題冊子による受験(解答時間の延長あり)」、又は「配慮区分4：拡大問題冊子による受験(解答時間の延長なし)」を選択してください。
試験開始前の準備動画冊子	文字の大きさ	22ポイント程度 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせた大きさになります。
	書体(フォント)	ユニバーサルデザイン等の書体(フォント)
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振ります。
	色	カラー印刷
解答時間の延長		配慮区分2・3：解答時間 約1.4倍 配慮区分4：なし

【試験開始前の準備動画冊子のイメージ】



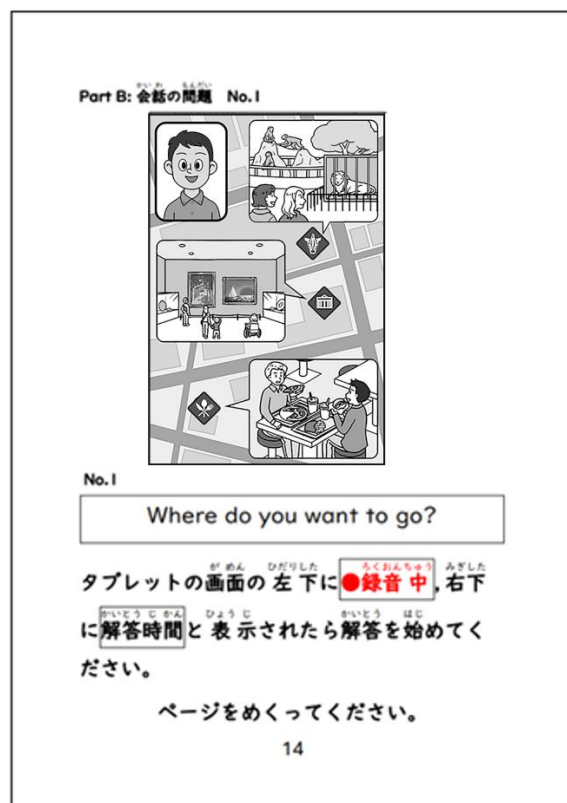
※タブレット端末画面を拡大印刷したもの
※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

ク 音声内容補助冊子【配慮区分5・6で使用】

音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、話される音（音声）の聞き取りを不要とする生徒を対象として、タブレット端末から再生される音声を文字化した「音声内容補助冊子」を用意します。

申請に関して		（様式1）での申請時に、「配慮区分5：音（音声）を文字化した問題冊子での受験（ヘッドセットの装着あり・解答時間の延長あり）」、又は「配慮区分6：音（音声）を文字化した問題冊子での受験（直接再生による音声の聞き取りあり・解答時間の延長あり）」のいずれかを選択してください。
音声内容 補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせた大きさになります。
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	タブレット端末の画面の切り替わりに応じて割り振ります。
	色	カラー印刷（問題内容〔指示文、イラスト〕は白黒で表示されます）
解答時間の延長		配慮区分5・6：解答時間 約1.4倍

【音声内容補助冊子のイメージ】



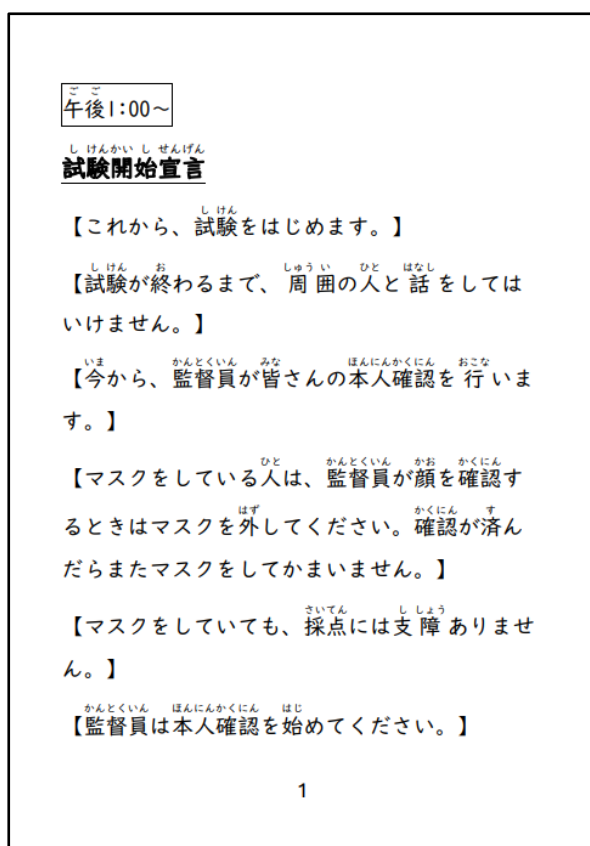
※タブレット端末から再生される音声を文字化したもの
 ※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

ケ 試験監督員指示内容補助冊子【配慮区分5・6で使用】

音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、試験準備時や片付けの場面で試験監督員等が話す内容の聞き取りが難しい生徒を対象として、試験監督員等の指示を文字化した「試験監督員指示内容補助冊子」を用意します。試験監督員等は、口頭での教示も行います。試験監督員等の指示が聞こえる場合は、この冊子を使用しなくても構いません。

申請に関して		（様式1）での申請時に、「配慮区分5：音（音声）を文字化した問題冊子での受験（ヘッドセットの装着あり・解答時間の延長あり）」、又は「配慮区分6：音（音声）を文字化した問題冊子での受験（直接再生による音声の聞き取りあり・解答時間の延長あり）」のいずれかを選択してください。
試験監督員指示 内容補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度 ※ルビについては、漢字の大きさに合わせた大きさになります。
	書体（フォント）	ユニバーサルデザイン等の書体（フォント）
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組み	試験監督員等の指示の進行に合わせてます。
	色	白黒印刷
解答時間の延長		配慮区分5・6：解答時間 約1.4倍

【試験監督員指示内容補助冊子のイメージ】



※試験監督員等の口頭指示と同様の内容を文字化したもの
※画面レイアウト、冊子デザインは変更となる場合があります。

3-3 受験会場等に関する配慮

受験会場等に関する配慮では、申請する配慮区分に応じて、受験に適している会場又は受験教室の配慮を設定しています。各配慮区分にて申請できる受験会場等に関する配慮の詳細は、5ページから10ページで御確認ください。

(1) 受験会場等に関する個別の要望について

空調や照明についての個別の御要望や、多目的トイレ等における設備の御要望等、受験会場に関する御希望をいただいた場合でも、対応ができないことがあります。このような場合、受験上の配慮に関する窓口から直接、担当教員又は保護者宛てに電話をすることがあります。

(2) 受験会場等に関する配慮に関する留意点

- ・ 同じ配慮区分の生徒は同じ教室になるため、最大50名程度の教室で受験いただく可能性があります。
- ・ 配慮申請の際に、在籍する中学校等で現在受けている配慮の内容を踏まえ、少人数教室を希望した場合、10～30名程度の受験教室への割り当てとなります。
- ・ **配慮区分1**（視覚関係〔点字〕）、**配慮区分6・7**（聴覚関係〔直接再生による音声の聞き取りあり〕）以外での個室の希望には、原則として対応できません。
- ・ 同じ中学校等で同じ受験上の配慮区分を申請された方は、同じ受験会場・受験教室になる場合があります。

3-4 持ち込みを希望する器具など

受験時に持ち込みを希望する器具などがある場合には、希望する器具の詳細を「受験上の配慮申請書（様式1）」の「希望する理由」の欄及び専用ポータルサイト上の「持ち込みを希望する器具等」欄に記載してください。以下の観点に基づき審査を行います。

なお、記載された御要望への対応の可否については、審査後にお知らせします。

(1) 希望する器具の審査の観点

- ① 試験の公平性を保てる器具であること（インターネット接続が必須となる器具は不可）。
※ インターネットに接続して使用する必要があるアプリケーション等の利用も不可となります。
- ② 一般の受験会場で使用でき、生徒自身で持ち運び可能な大きさ・仕様であること。
- ③ 試験に用いるタブレット端末への接続（差し込み等）が不要であること。
- ④ 器具の見えるところに英文の記載がないもの（英文の記載がある場合、読めないようにテープなどで覆うこと）。

(2) 持ち込みが認められる例

- ・ 視覚を補助する器具（ルーペ、拡大読書器、リーディングルーラー等）
- ・ 聴覚を補助する器具（デジタルワイヤレス補聴援助システム、マイク付き補聴器等）

(3) 持ち込みが認められない器具など

前ページの(1)①～④の審査の観点から、以下の器具等については、配慮申請がなされても持ち込みを認めることができません。あらかじめ御了承ください。

ただし、介助者が持ち運び可能な器具は、持ち込みが認められる場合があります。詳細は、「3-5 介助者の受験会場への入場及び試験中の対応について」を御覧ください。

- ・ インターネットに接続するスマートウォッチ、身に付けることのできる機器（ウェアラブル端末等）
- ・ 特製机、いす（大きさ・仕様による）
- ・ 受験時にタブレット端末に接続して利用するイヤホン、ヘッドセット、スピーカー
※ 前ページの(2)の「持ち込みが認められる例」の聴覚を補助する器具は除きます。
- ・ 生徒自身で持ち運びができないもの
- ・ 作動音、アラーム音等が鳴るもの（医療器具については御相談ください。）
- ・ 携帯型翻訳機

3-5 介助者の受験会場への入場及び試験中の対応について

(1) 介助者の同行に関して

- ・ 本案内書における「介助者」は、生徒の保護者、又は保護者が手配した第三者で、生徒の移動や日常的な介助等を行う方を指します。
- ・ 介助者の入場には、**事前に「受験上の配慮申請書（様式1）」による申請が必要です。**申請理由欄に介助者が必要であることを御記入ください。**事前に申請のない場合、介助者は、当日受験会場に入場することができません。**

(2) 介助者の同行に関する留意点

- ・ 介助者は生徒と共に受験教室まで同行できますが、原則として、試験実施中は受験教室内に入りいただくことはできません。試験開始後は、介助者控室でお待ちいただきます。また、受験会場内では、原則としてスマートフォン等の電子機器を御使用いただくことはできません。
- ・ 試験中の介助が必要な場合は、受験上の配慮に関する窓口にて御相談ください。
- ・ 持ち込みを希望している器具等が、生徒自身で持ち運びできない場合でも、**介助者が持ち運び可能であれば、持ち込みが認められる場合があります。**

4 受験上の配慮申請の手順

受験上の配慮を希望する受験者は、校長の公印が押された（様式1）により、次の「4-1『受験上の配慮申請書』の準備【保護者・在籍中学校】」及び「4-2 専用ポータルサイトからの申請【保護者】」に示す①から⑥の順で申請してください。

4-1 「受験上の配慮申請書」の準備 【保護者・在籍中学校】

- ① 東京都教育委員会のホームページ又は ESAT-J 専用ポータルサイトから（様式1）をダウンロードして印刷してください。
- ② 保護者と在籍中学校等で相談の上、（様式1）を作成してください。
※記入例（25 ページ）をよく確認してから記入してください。
※保護者が記入する箇所と、中学校等が記入する箇所があるので、注意してください。
- ③ 保護者は、必要事項を記入した（様式1）を在籍中学校等に提出してください。
- ④ 在籍中学校等は（様式1）の記載内容を確認の上、「3 中学校記入欄」に必要事項を記入し、校長の公印を押印後、保護者・生徒に返却してください。

4-2 専用ポータルサイトからの申請 【保護者】

申請期間：【7月2日（木）午前9時から9月4日（金）午後5時まで】

- ⑤ 保護者は、中学校等から返却された（様式1）をスマートフォンで撮影又はスキャナによる取込み等により画像データ（.jpg、.jpeg、.pdf、.png、.zip）を準備します。
※ファイルが二つ以上ある場合は、圧縮（zip 形式）により一つのファイルにしてください。
- ⑥ 保護者は、令和8年7月2日（木）午前9時から9月4日（金）午後5時までの期間に、ESAT-J 専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」において、受験申込と共に受験上の配慮申請を行い、⑤で準備した（様式1）の画像データをアップロードします（詳細は、「保護者・生徒用申し込みマニュアル」を御参照ください）。
※ **アップロードする必要があるのは（様式1）の画像のみ**です。証明書類等の画像は必要ありません。
※ 保護者は、（様式1）の原本を受験終了まで保管し、受験終了後に適切に処分してください。原本（紙）の郵送・提出は不要です。

【（様式1）記入時の注意事項】

- ・ 希望する配慮区分は、生徒、保護者、担当教員の三者で十分に相談の上、在籍する中学校等で生徒が現在受けている配慮の内容を踏まえ、校長が決定してください。
- ・ （様式1）は、黒又は青のボールペンで、丁寧に、はっきりと記入してください。記入内容を訂正する場合は、誤記部分に二重線を引き、余白に訂正内容を記入してください。
- ・ 「2 申請理由等」欄には、受験上の配慮を希望する理由と、学校での配慮内容をできるだけ具体的に記入してください。また、持ち込みを希望する器具等がある場合は、「希望する理由」の欄に記入をお願いします。
- ・ 卒業者については、「3 中学校記入欄」の記載は不要です。

5 受験上の配慮申請の審査・決定

受験上の配慮申請後は、申請内容についての審査を行います。審査には、**通常 5 日程度（土日、祝日を除く。）**かかります。（混雑の状況により変わります。）

審査結果は、ESAT-J 専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」及び「生徒用マイページ」にて確認できます。また、在籍中学校等においては、「中学校管理者用ページ」でも確認することができます。

ESAT-J 中学校英語スピーキングテスト

ようこそ新宿 花子さん

生徒の新規登録

新宿 太郎
生徒ログインID: xxxxxx@esat-j.login

シンジユク タロウ

3年 A組 1番 東京市立東京第一中学校

登録情報の編集 過去のテストと受験結果

申し込み可能なテスト

対象テスト名
令和8年度ESAT-J YEAR 3

受験時の学年
3年

申込完了

申込ステータスは こちらで確認ができます。

- 申込完了** 受験上の配慮申請は承認され、受験申し込みは完了しています。マイページ上での申込内容の変更はできません。もし、変更が必要になった場合は、至急、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 受験上の配慮に関する窓口へお問い合わせください。
- 承認待ち** 受験上の配慮申請の内容を審査している間は、「承認待ち」となります。通常5日間程度で「申込完了」に変わりますので、ご確認ください。
- 差戻し** 受験申し込みや、受験上の配慮申請で不備があった場合、申請を差戻すことがあります。差戻し理由を確認の上、「再申込」ボタンから再度申し込みをしてください。

※「保護者・生徒用申込みマニュアル」及び「学校管理者用マニュアル」より抜粋

【注意】

（様式 1）に申請内容等の不備がある場合、内容確認のための連絡を行ったり、「差戻し」となったりして、審査にお時間がかかることがあります。時間に余裕をもって、申請を行ってください。

5 - 1 受験上の配慮申請が承認されない場合について

受験上の配慮を申請いただいた場合でも、申請内容によっては承認されないことがあります。受験上の配慮を申請いただいた内容について、必要に応じて、受験上の配慮に関する窓口から直接、担当教員又は保護者宛てに、申請内容の詳細や背景等を確認するためのお電話を差し上げる場合があります。確認の結果、申請内容によっては、以下の理由により承認されない（差戻しとなる）場合があります。

【承認されない（差戻しとなる）ケース】

- ・ **確認の結果、申請内容について公平・公正な試験実施を担保することが難しいと判断された場合**
- ・ **（様式 1）やポータルサイト上の申請に不備がある場合**

以下のような不備がある場合は、申請を承認できません。

- ① 記載内容に誤りや記入漏れがある場合
→ 正しい内容に修正の上、専用ポータルサイト内の「保護者用マイページ」から再度申請してください。
- ② 校長の公印の押印がない場合
→ 校長の公印を押印の上、申請書を再度申請してください。
- ③ 申請書以外の画像データがアップロードされている場合
→ 申請書の画像をアップロードの上、再度申請してください。

- ・ **希望する配慮内容が本案内書に記載の区分にない場合**
受験上の配慮に関する窓口までご相談ください。
- ・ **要望に沿う受験会場の手配が難しい場合**
会場の条件等の都合により、要望どおりの受験会場の手配が難しい場合があります。この場合、担当教員又は保護者に連絡し、「どのような配慮内容であれば受験可能か」等を確認した上で、申請を差戻しすることがあります。

5 - 2 やむを得ず受験しない場合

令和8年度 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）で準備可能な受験上の配慮の内容では受験できないと判断され、やむを得ず受験しない場合、次の措置となります。

- ・ 「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」を申請する。

申請の方法、点数の算出方法等は「令和8年度 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）実施要項」第2-5（2）「都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置」を御確認ください。

6 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮

受験上の配慮申請の申請期間が終了した後に、不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）により受験上の配慮の申請を希望した場合には、審査の上、受験上の配慮の可否を決定します。

なお、この場合の受験上の配慮は、申請する理由が「受験上の配慮申請期間後に発生した場合」に限り、申請を受け付けます。本来、受験上の配慮申請期間中に申請すべき内容であった場合には、対象となりません。

6-1 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮の申請方法

不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する場合は、本案内書で希望する配慮区分を検討した後に、保護者が、28 ページに記載の受験上の配慮に関する窓口にご連絡してください。

【注意事項】

- ・ 申請いただく時期によっては、試験資材や試験監督員等の確保の関係から、希望する配慮での対応ができなかったり、追・再試験日での受験を調整させていただいたりする場合があります。不慮の事故等のため、受験上の配慮が必要となった場合は、速やかに御連絡ください。
- ・ 受験上の配慮申請期間終了後の不慮の事故等による受験上の配慮申請の審査期間は、通常の申請における審査期間である 5 日程度（土日、祝日を除く。）よりも、長くなる場合があります。

6-2 やむを得ず受験できなかった場合

6-1 に該当しない、感染症の罹患等が本試験日の直前に判明し、やむを得ず受験できなかった場合には、追試験を受験していただきます。

6-3 本試験では申請しなかったが、追試験では受験上の配慮を申請する場合

受験上の配慮申請が必要になります。（様式 1）を御用意の上、受験上の配慮に関する窓口まで御連絡ください。

7 よくある質問

	No.	質問	回答
配慮全般について	1	申請する際の基準はありますか。	申請基準は設けておりません。証明書類等は不要です。学校の先生と相談した上で、申請してください。
	2	どの配慮を申請したらよいか分かりません。	通常の授業での配慮の状況等を考慮し、学校の先生と相談した上で、必要な配慮を申請してください。
	3	希望したい配慮の内容が一覧にありません。	受験上の配慮として対応ができる内容は、原則として、本案内書に記載のあるものとしています。一覧にない配慮の内容を希望する場合は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）受験上の配慮に関する窓口まで御連絡ください。
	4	教室には何名くらい生徒がいますか。	最大50名程度です。会場や希望される配慮区分により、定員は異なります。聴覚関連の配慮区分の生徒で「個室」の記載がある生徒は個室又は個別スペースでの受験となります。
「受験上の配慮申請書」について	5	「受験上の配慮申請書（様式1）」を印刷することができません。別の用紙に必要事項を記入して申請書としてもよいですか。	必要な情報を確実にいただくため、必ず27ページにある指定の様式に記入してください。指定の様式以外での申請はできません（過去の年度の様式も御使用いただけません）。印刷ができない場合は、学校の先生に相談、又はコンビニエンスストア等にあるプリントサービスを御利用ください。
	6	ミドルネームを記入する場所がありません。	生徒姓名の「名」欄に名前と共に記入してください。
	7	「受験上の配慮申請書（様式1）」を学校に確認してもらえていません。	校長先生による公印の押印がないものは、受け付けできません。すぐに中学校等の先生に相談し、確認してもらってください。
	8	外国籍の生徒などで生徒や保護者が「受験上の配慮申請書」の記入ができない場合、学校の代筆でもよいですか。	可能です。学校は、個人情報に関して、必ず生徒と保護者から代筆の許可をとってください。許可証などの証明書類の提出は不要です。
	9	「受験上の配慮申請書（様式1）」はいつ郵送したらよいですか。	（様式1）の郵送は不要です。（様式1）の画像をポータルサイトにアップします。（様式1）は保護者が保管し、受験終了後に破棄してください。
WEBでの受験上の配慮申請について	10	「保護者用マイページ」のパスワードを忘れてしまいました。	専用ポータルサイトからパスワードの再発行が可能です。ログイン画面にある「パスワードをお忘れになった方」を押し、指示に従ってください。
	11	申請した後に、申請内容の変更や取り下げができますか。	申請後の変更や取り下げはできません。申請前に内容を十分確認したうえで申請してください。
	12	申請期間内に申し込みできません。	受験上の配慮申請期間を過ぎてしまうと、 <u>申請を受け付けることができなくなります</u> 。早めに準備・申請をお願いします。
	13	申請しましたが、専用ポータルサイト上で「差戻し」となりました。	専用ポータルサイト「保護者用マイページ」へログインし、差戻し理由を確認してください。必要な部分を修正し、再度申請をお願いします。

	No.	質問	回答
個別の配慮希望について	14	スピーキングではなく筆記で解答したい。	本試験は、筆記の解答には対応できません。
	15	音（音声）のボリュームをかなり大きくして聞きたい（強音放送）。	問題文等のタブレット端末の音量は自分で調節できますので、音量を上げての受験が可能です。 タブレット端末の最大音量でも音量に不安がある場合は、受験上の配慮窓口へ御相談ください。 ※タブレット端末にスピーカー等をつなげての強音放送には、対応できません。
	16	個室で受験したい。	原則として個室での受験はできません。通常の受験会場とは別の会場での受験（複数人数での受験）となります。 ※点字・聴覚関係の配慮で、タブレット端末から直接音声を再生する場合又はヘッドセットを装着できない場合には、個室又は個別スペースでの受験となります。
	17	試験監督員の性別を指定したい。	試験監督員の性別の指定には対応できません。
	18	試験監督員に介助者としての対応を依頼したい。	監督員による介助はできません。介助者が必要な場合は、生徒又は保護者が手配し、「受験上の配慮申請書（様式1）」の「2 申請理由」の「希望する理由」欄に記入してください。事前に申請のない場合、介助者は、当日会場に入場することができません。また、試験開始後は、介助者控室でお待ちいただきます。原則として、受験教室にお入りいただくことはできません。試験中の介助が必要な場合は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）受験上の配慮に関する窓口へ御相談ください。
	19	持ち込みを希望する器具等が生徒のみでは運べません。	原則として、生徒自身で持ち込みや設定ができるもののみ承認となります。生徒自身で持ち込みができない場合は、生徒又は保護者が介助者を手配し、「受験上の配慮申請書（様式1）」の「2 申請理由等」の「希望する理由」に記入してください。介助者が持ち運び可能であれば、持ち込みが認められる場合があります。
	20	配慮申請を行った場合、同じ中学校の生徒と同じ会場になりますか。	受験上の配慮専用会場になりますが、同一の中学校で同一の <u>解答時間の配慮区分を申請している生徒同士は、同じ会場・同じ教室になる可能性があります。</u>
	21	普段から午前中に行動することが難しいため、午後から試験を受けたいのですが、可能ですか。	本試験の実施は、集合時刻が午後の回のみとなっております（午前中の実施はございません）。受験上の配慮申請を行わない場合は、最寄りの一般会場での受験となります。一方、受験上の配慮申請を行うと、配慮専用会場での受験となり、会場までの移動距離が長くなる場合があります。学校と十分に御相談の上、受験上の配慮申請を行うかどうか御検討ください。
受験前日について	22	何か受験に必要な持ち物はありますか。	「受験票」を忘れずにお持ちください。 受験に必要な器具等の持ち込みが承認されている場合は、必要な器具等についても忘れずにお持ちください。 なお、試験開始前には、試験監督員が持ち込んだ器具等の確認を行う場合があります。

8 巻末資料【受験上の配慮申請書（様式1）】

27 ページにある「受験上の配慮申請書（様式1）」を利用してください。記入時には、以下の記入例を参考にしてください。

8-1 「受験上の配慮申請書（様式1）」の記入例

(様式1)

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書

東京都教育委員会教育長 殿	受験者	フリガナ	トウキョウ	フリガナ	タロウ
	姓		東京	名	太郎
	保護者	フリガナ	トウキョウ	フリガナ	ハナコ
	姓		東京	名	花子
	電話番号		XXX-XXXX-XXXX		

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) において、受験上の配慮を次のとおり申請します。
1 希望する配慮区分 希望する配慮区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印記入欄	配慮事項	配慮の概要
1		点字問題冊子による受験(準備時間及び解答時間の延長あり) ※5、6、14は重複して申請できません。
2	視覚関係(点字・拡大文字)	拡大問題冊子(イラストの文字化)による受験(解答時間の延長あり)
3	※1~4は重複して申請できません。	拡大問題冊子による受験(解答時間の延長あり)
4		拡大問題冊子による受験(解答時間の延長なし)
5		音(音声)を文字化した問題冊子での受験(ヘッドセットの装着あり・解答時間の延長あり)
6	聴覚関係 ※5~7は重複して申請できません。	音(音声)を文字化した問題冊子での受験(直接再生による音声の聞き取りあり・解答時間の延長あり)
7		直接再生による音(音声)の聞き取りありでの受験(音声を文字化した問題冊子なし・解答時間の延長なし)
8	きつ音・発語障害関係	解答時間の延長
9	上肢不自由	受験会場等に関する配慮
10	下肢不自由	受験会場等に関する配慮
11	発達障害・知的障害・情緒障害・識字障害	受験会場等に関する配慮(解答時間の延長あり)
12	※11、12は重複して申請できません。	受験会場等に関する配慮(解答時間の延長なし)
13	その他 (持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等)	受験会場等に関する配慮
14	日本語指導	受験会場での支援

2 申請理由等 障害等の内容や程度を含めて、上記「1」の配慮を希望する理由、普段の学校での配慮等を具体的に記入してください。

希望する理由	視力の関係で、17pt程度の文字は読むことが難しいため。
学校での配慮内容	学校の授業でも拡大教科書を使用している。 定期テストは、拡大問題冊子を使用し、時間を延長して受けている。

3 中学校記入欄 校長は、上記の申請内容が、在籍する中学校等で現在受けている配慮の内容に準拠していることを確認し、以下の欄全てに記入の上、公印を押してください。

上記のとおり、受験上の配慮が必要であると認めます。

令和8年 7月20日
 校長名 ○○区立 △△中学校長 都庁太郎
 担当教員名 新宿ヨシコ 電話番号 XX-XXXX-XXXX

(注釈)
 ① 本申請書(原本)の提出は必要ありません。専用ポータルサイトに本申請書の画像データを御提出いただけます。
 ② 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取り込み等を行い、本申請書の(jpg、jpeg、png、pdf、zip (ファイルが複数枚の場合))のいずれかの画像データを用意してください。保護者用マイページ上の配慮申請時に、本申請書の画像データが添付が必要です。
 ③ 必ず配慮申請書類提出日の午後5時までに保護者用マイページから配慮申請を完了してください。
 ④ 配慮申請の審査において、不備点等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)受験上の配慮に関する窓口より直接保護者(生徒)又は担当教員宛てに連絡をすることがあります。なお、連絡内容は、対応員間の向上と保護者との手続のため、録音いたします。
 ⑤ 本申請書は保釈し、受験終了後に破棄してください。
 【本申請書に記入いただく情報の取り扱いについて】
 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)において、本申請書の記載情報を含む、配慮申請時に御提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、御提供いただく情報が利用されることはありません。当該個人情報の取り扱いにつきましては、保護者の方の同意を得た上で、受験者本人も同意いたしますよう、よろしくお願い申し上げます。
 1) 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)の円滑な実施(受験上の配慮を含む。)
 2) 上記テストの統計処理・分析
 3) 配慮申請の審査・承認、器具等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

- 保護者・生徒が「1 希望する配慮区分」及び「2 申請理由等」を記入
 - ミドルネームがある方は、受験者姓名の「名」欄に名前と共に記入してください。
 - 電話番号は、日中につながりやすい番号を記入してください。
 - 申請理由は、できるだけ詳しく、具体的に記入してください。
 - 持ち込みを希望する器具や介助者の同行を申請する場合は、「2 申請理由等」の「希望する理由」欄に記入してください。
 - 1及び2の記入が終わったら、担当教員に本申請書を提出し、学校に確認を依頼してください。
- 中学校等が「3 中学校記入欄」を記入
 - 中学校等は(様式1)に記載の1・2の内容を確認した上で、「日付・校長名(学校名含む)・担当教員名・電話番号」を記入し、公印を押印してください。
 - 記入、校長の押印完了後の申請書は、生徒・保護者に渡してください。
- 保護者が受験上の配慮を申請
 - 保護者は、専用ポータルサイトの「保護者用マイページ」から受験上の配慮を申請する際、本申請書(様式1)の画像データを添付してください。

8-2 「2 申請理由等」の記入例

区分	希望する理由 (例)	学校での配慮内容 (例)
1	点字を使用する必要があるため	学校では点字教科書を使用し、その内容に基づいた授業を受けている。
2	文字の拡大やイラストの文字化をした資料が必要で、それらを読むために時間がかかるため	授業では拡大教科書を使用している。また、定期テストでは、各教科で問題用紙の拡大と試験時間10分間の延長を行ってもらっている。
3	文字を拡大した資料が必要で、それを読むために時間がかかるため	授業ではルーペを使用し、文字を拡大して読んでいる。定期テストでは、拡大問題冊子の使用と試験時間の延長を行ってもらっている。
4	文字を拡大した資料が必要であるため	授業では虫眼鏡を使用し、定期テストでは、拡大問題冊子を使用している。
5	周りの状況によって、聞き取ることが難しいことがあるため	周りが騒がしかったり、色々な音が多い状態だと会話を聞き取ることが難しいため、学校のテストでは音声文字化補助資料を使用している。
6	人工内耳を使用しているため	授業はデジタルワイヤレス補聴援助システムの使用と、要約筆記で対応している（デジタルワイヤレス補聴援助システムの持ち込みを希望）。
7	補聴器を使用しているため (両耳/右耳のみ/左耳のみ)	学校ではリスニングテスト時に別室受験を行い、音声聞き取りやすく配慮してもらっている。 ESAT-J YEAR 2 受験時にヘッドセットを装着できなかったため。
8	緊張すると最初の言葉が上手く出せず、発言までに間が空くため	学校では発言をせかさず、待ってもらっている。
9	脱臼に伴う神経障害で、肩から指先にかけて強い痺れと痛み、握力低下が現れているため	肩、腕、手に重荷がかかる作業が困難で、ヘッドセットの装着、ドアの開閉、荷物を持つなどサポートが必要
10	車いすを使用しているため	移動時のサポートが必要
11 12	聴覚過敏があり、人が多くいる場所 が苦手なため	学校では、別室で個別対応をしてもらっている。
13	人数の多い(〇〇名程度)教室で 授業を受けることが難しいため	学校では特別教室で〇名と一緒に授業に参加している。
14	日本語が母語ではないため	一斉の指示だと分からないため、学校のテストは別室で受けている。

(様式 1)

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) 受験上の配慮申請書

東京都教育委員会教育長 殿	フリガナ _____	フリガナ _____
受験者	姓 _____	名 _____
	フリガナ _____	フリガナ _____
保護者	姓 _____	名 _____
電話番号	_____	

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) において、受験上の配慮を次のとおり申請します。

1 希望する配慮区分 希望する配慮区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印記入欄	配慮事項	配慮の概要
1	視覚関係 (点字・拡大文字) ※ 1～4 は重複して申請できません。	点字問題冊子による受験 (準備時間及び解答時間の延長あり) ※ 5、6、14と重複して申請できません。
2		拡大問題冊子 (イラストの文字化) による受験 (解答時間の延長あり)
3		拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長あり)
4		拡大問題冊子による受験 (解答時間の延長なし)
5	聴覚関係 ※ 5～7 は重複して申請できません。	音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (ヘッドセットの装着あり・解答時間の延長あり)
6		音 (音声) を文字化した問題冊子での受験 (直接再生による音声の聞き取りあり・解答時間の延長あり)
7		直接再生による音 (音声) の聞き取りありでの受験 (音声文字化した問題冊子なし・解答時間の延長なし)
8	きつ音・発話障害関係	解答時間の延長
9	上肢不自由	受験会場等に関する配慮
10	下肢不自由	受験会場等に関する配慮
11	発達障害・知的障害・情緒障害・識字障害	受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長あり)
12	※ 11、12 は重複して申請できません。	受験会場等に関する配慮 (解答時間の延長なし)
13	その他 (持病・対人恐怖等の心理面での配慮が必要な場合等)	受験会場等に関する配慮
14	日本語指導	受験会場での支援

2 申請理由等 障害等の内容や程度を含めて、上記「1」の配慮を希望する理由、普段の学校での配慮等を具体的に記入してください。

希望する理由	
学校での配慮内容	

3 中学校記入欄 校長は、上記の申請内容が、在籍する中学校等で現在受けている配慮の内容に準じていることを確認し、以下の欄全てに記入の上、公印を押してください。

上記のとおり、受験上の配慮が必要であると認めます。		公印	
令和 8 年	月		日
校長名	立		学校長
担当教員名			電話番号

(注意)

- ① 本申請書 (原本) の提出は必要ありません。専用ポータルサイトにて本申請書の画像データを御提出いただけます。
- ② 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取り込み等を行い、本申請書の jpg、jpeg、png、pdf、zip (ファイルが複数枚の場合) のいずれかの画像データを準備してください。保護者用マイページ上での配慮申請時に、本申請書の画像データの添付が必要です。
- ③ 必ず配慮申請期間最終日の午後 5 時までに保護者用マイページから配慮申請を完了してください。
- ④ 配慮申請の審査において、不明点等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 受験上の配慮に関する窓口より直接保護者 (生徒) 又は担当教員宛てに電話をする場合があります。なお、通話内容は、対応品質の向上と確実な御手続きのため、録音いたします。
- ⑤ 本申請書は保管し、受験終了後に破棄してください。

【本申請書に記入いただく情報の取り扱いについて】

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) において、本申請書の記載情報を含む、配慮申請時に御提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、御提供いただく情報が利用されることはありません。当該個人情報の取り扱いにつきまして、保護者の方の同意を得た上で、受験者本人も同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1) 中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J YEAR 3) の円滑な実施 (受験上の配慮を含む)
- 2) 上記テストの統計処理・分析
- 3) 配慮申請の審査・承認、器具等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) 問合せ先

①受験上の配慮に関する窓口

0120-803-883 (フリーダイヤル)

※この番号は受験上の配慮申請専用です。
保護者・生徒の方、先生問わずご利用いただけます。

②保護者・生徒用窓口

0120-717-719 (フリーダイヤル)

③中学校専用窓口

03-6632-1181

※この番号は先生専用です。
保護者・生徒の方は、上記保護者・生徒用窓口におかけください。
※令和8年5月31日までの電話番号は、03-6633-3847 です。

受付時間

月～金 午前10時～午後7時

(土日、祝日、年末年始 [12月29日～翌年1月3日] を除く)

- ※ ①、②の窓口については、以下の日程も利用可能です。
- ・【本試験日】11月22日(日)及び【追・再試験日】12月13日(日)
 - ・7月～11月の土曜・祝日の全て、12/5、12/12